

○個人情報の保護について（*ネットワーク型市民セミナーとして実施）

* ネットワーク型市民セミナーとは、平成18年1月に策定された「生涯学習大阪計画」で謳われている新規事業。行政課題と市民生活に必要な課題を結びつけ、市民が主体的に学べる学習機会を提供するための事業
平成18年12月8日(金)

14:00～16:00 18:30～20:30

阿倍野市民学習センター

社会福祉法人大阪ボランティア協会NPO推進センター

主幹

水谷 綾



大阪ボランティア協会とは

各地域での市民活動の運営・相談にのる市民活動総合支援センターである。当初「ボランティアの養成」という“人づくり”から、コーディネーター（つなぎ役）事業、情報センター事業と事業を広げ、今もNPOやボランティアを支援し、つなぐ事業を行っている。

本日の研修では、個人情報の管理・メンテナンスを試行錯誤してきた中で、情報の取扱いについてどのような視点を持てばよいのかをお話する。

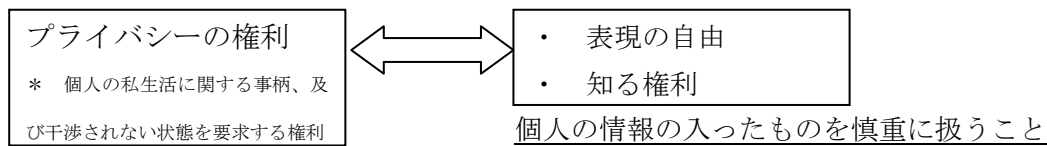
大阪府市民局人権室が発行している「個人情報保護」の冊子は、コンパクトにわかりやすくまとまっているので、これを本日の資料として活用する。

みんなが気持ちよく活動するために

各小学校区の「はぐくみネット」で、人と人とのつながりを大切にし、共に協力してそれぞれの活動を展開されている。

今、IT社会の到来と社会情勢の動きから「個人情報保護法」が制定された。これは、個人の権利と利益の保護を目的としている。また、ネットワーク社会における個人情報の有用性への配慮から制定された。

プライバシーと個人情報が混同されがちだが、分けて考えていく。



ここでは、地域活動を円滑に進めるため、個人情報の入ったものをどのように扱い、どのように位置づけるかを考え、みんなが気持ちよく活動できるようにしたい。

個人情報とは

特定の個人を識別することができるものが、個人情報である。ある個人が特定できないものは、個人情報とはいえない。

個人情報とは・・・①名前 ②電話番号 ③住所 ④防犯カメラに写った顔の画像 ⑤メールアドレス ⑥電話帳や職員録、新聞で公表されている名前

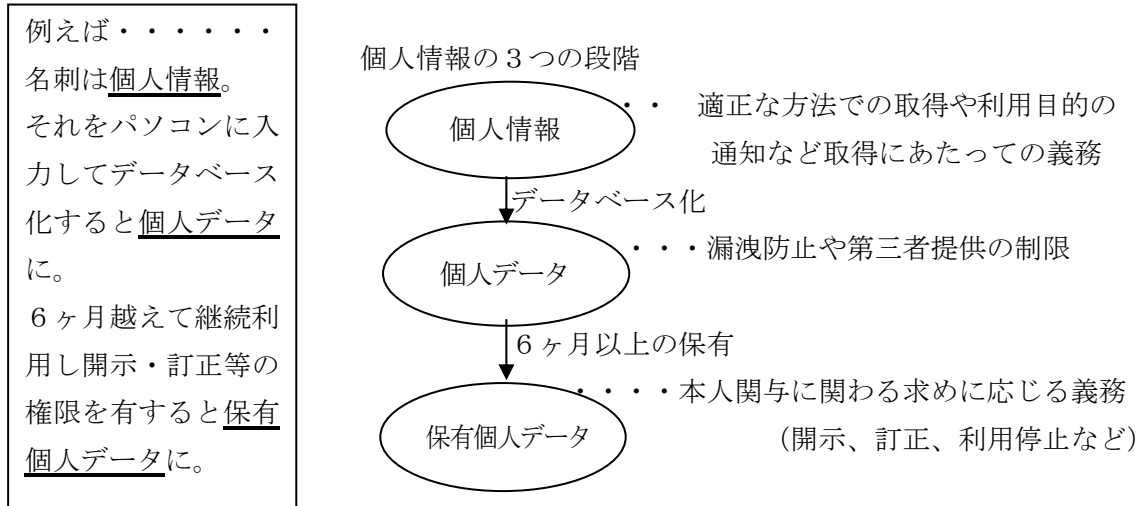
取扱いに細心の注意が必要なセンシティブ情報

センシティブ情報とは、他人に知られたくない情報をいう。政治的見解、信教、労働組合への

加盟、人種、民族、本籍地、保健医療などであり、原則として収集してはならない情報である。また、収集しなくてはならないときは、限定し、管理にはより厳格さが求められる。

個人情報保護法を理解するためのポイント・・・基盤づくりとなるところをおさえる

- **取得** → 収集・利用目的を明確に限定
- **管理** → 適正な管理、不要な情報の消去・廃棄
- **開示** → 開示請求、情報の修正・消去依頼への対応



個人情報の取得に関すること

- ・ 個人情報を収集する際、利用目的を明示しなければならない
- ・ 利用目的は、本人がその利用範囲が合理的に予想できる程度に特定しなければならない

はぐくみネットの活動以外の利用目的には使わないことを明言しておくことが大切である。また、利用目的をできるだけ細かく明示し、目的外に使う場合はいろいろな制限がかかることになる。それは、悪意の人を排除することになる。しかし、常識的には、併用するとか、売るということをしない限りは大丈夫である。

「個人情報保護法」第18条には、「個人情報取扱事業者は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は、公表しなければならない」とある。できるだけ事前に、または速やかに事後に公表・通知し、皆が知り得る状況にする。

情報の第三者提供については、言っていないか、事前に確認をとっておく。

個人データについて

本人が知ろうと思えば知り得る状態に置かなければならないものは、個人情報について本人が関与するために必要である。個人情報の本人は、本人に関する個人データの利用目的の通知を求めること、内容の訂正・追加・削除を求めることができる。また、必要な限度でその利用停止や消去を求めることができる。不必要な個人情報は消去していき、また集めた個人情報は管理する必要がある。

必要があって集める情報については、一定理解してもらう必要がある。人によってとらえかた

が違うので、不快に感じさせないということが大切である。

過剰反応に注意を

法律ができてから、「本人の同意がないと、第三者に情報提供ができないのか。」「すべてにおいて、本人の同意があるのか。」という守りに入りすぎる過剰反応があるが、例外的措置がある。JR西日本の脱線事故の際、過敏に反応し混乱が生じた場面があった。緊急の場合、本人の同意なく第三者へ個人情報を提供できる例外的措置はある。

○ 例外的措置

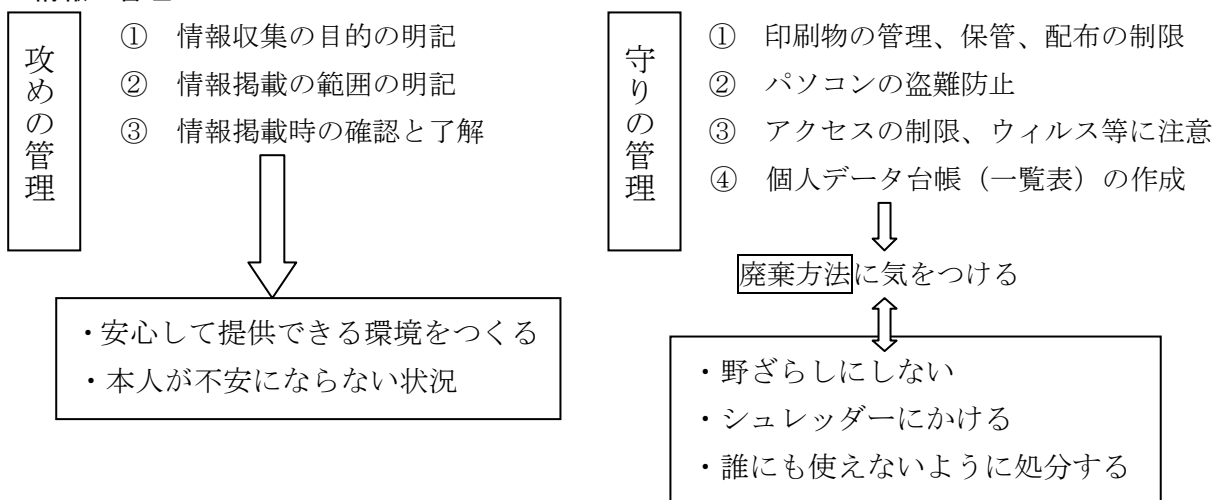
- ・ 大規模災害や事故などの緊急時における家族等への情報提供のように、「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合」であって、本人の同意を得ることが困難なとき
- ・ 警察や検察等から刑事訴訟法に基づく捜査関係事項照会や弁護士法に基づく所要の弁護士会照会のように「法令に基づく場合」
- ・ 「公衆衛生・児童の健全育成に特に必要な場合」
- ・ 税務署から事業者に対して、個人情報の提供依頼があった場合等、「国等に協力する場合」

名簿の作成について

名簿の作成については、取扱いに注意することが大切。

- ・ 個人情報は、本人から取得。
- ・ 個人情報の取得は、必要な項目だけ。不必要に集めない。管理が難しい。
- ・ 名簿の利用目的を明確に。利用目的の遵守。
- ・ 配布先の範囲を明確に。同意を得ること。
- ・ 名簿を配った人に、第三者提供や目的外使用をしないよう、周知徹底。
- ・ メールアドレスの掲載は可否の同意を。
- ・ 名簿への掲載について [可・不可] の項目で同意を。

情報の管理について



アンケートについて

例えば、アンケートをとる時 unnecessaryな情報は無理に集めない、不安感のないものにする、など

に留意することが大切である。

先ほど会場で書いていただいたアンケートから、皆さんのもっておられる個人情報としては、名簿・写真・CD・ホームページ・住所などがある。また、気になる場所として、名簿が知らない間に業者にわたる、名簿が教育セールスに使用される、名簿などの保管の仕方、個人情報の処理の方法、などがあげられている。これらに関しては、法的には決まっていないので、内部ルールをつくり、きちんと管理しておくことが大切である。

情報誌を作成するにあたって

各はぐくみネットで情報誌を作成されているが、その作成の際の「個人情報の保護」について、考えてみる。

情報誌に名前を載せる場合は、本人の同意が必要である。はぐくみにかかわる方のお名前やあいさつ文の場合、個人に確認することは容易である。

写真の掲載については、難しい点もある。写真で個人の顔が特定できる場合も、掲載の同意が必要である。顔写真などは、本人に確認できる。しかし活動をしている様子などがどれだけ載せられるか、どれだけ同意を得られるかは、判断が難しい。

地域で活動している様子を写真に撮るということは、情報誌に掲載されるということが予想される前提で撮る。また、地域の信頼感の中で発行されている情報誌であり、情報誌を配布する範囲が限られている。

このような地域での活動や配布状況から、情報誌を作成するメンバーが、掲載に際し、情報の保護について意識し、話し合っておくこと、そして、はぐくみの活動における情報誌のもつ役割を地域に知らせることが大切である。

インターネットと情報誌とは違うが、インターネットに関しては、難しい問題が多い。特に子どもの画像などインターネットに掲載した場合、ダウンロードされても仕方ないので、ダウンロードされても支障のないようになど、取扱いには気をつけ慎重にしなければならない。

子どもにまつわる情報は、細心の注意を

子どもの抱える課題についての情報をどのように守るかは、いわゆる守秘義務、守秘事項であることを意識し、細心の注意が必要である。どのような事情があるのか、どの範囲まで共有していくのかなど、学校の方針や関係諸機関とのかかわり方も熟慮し、子どもを守り、人権侵害されることがなく、漏れ出ることのない体制をとらなければならない。

大切なのは、全員の意識と周知の徹底

一番大切なことは、「個人情報の保護」について話し合う時間を確保し、みんなで考え、意志確認しておくこと、そして方針をしっかりとち、メンバーでその方針を共有し、周知徹底することである。それを日々意識し、円滑な地域活動を進めてほしい。